

※ 保存期間30年（平成60年3月31日まで）

○制限外積載等許可取扱要領の制定について（通達甲）

（平成30年3月30日徳交規第175号）

改正 平成31年3月5日徳交規第82号 令和2年12月28日徳企第178号
令和3年3月24日徳務第5001号 令和3年3月30日徳企第5007号
令和4年5月12日徳交規第164号 令和5年3月30日徳務第119号

各部課長

各警察署長

道路交通法（昭和35年法律第105号）第56条第1項、第2項及び第57条第3項に規定する設備外積載許可、荷台乗車許可及び制限外積載許可に係る事務の取扱いについては、制限外積載等許可取扱要領の制定について（平成6年9月26日徳交規甲第635号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、この度、署の統廃合に伴う事務の合理化を推進するため、新たに制限外積載等許可取扱要領を制定し、平成30年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

制限外積載等許可取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第56条及び第57条第3項の規定に基づき行う設備外積載許可、荷台乗車許可及び制限外積載許可に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるもののほか、法において使用する用語の例による。

- 1 設備外積載許可 法第56条第1項の規定による許可をいう。
- 2 荷台乗車許可 法第56条第2項の規定による許可をいう。
- 3 制限外積載許可 法第57条第3項の規定による許可をいう。

第3 制限外積載許可

1 受付窓口等

- (1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第8条第1項の規定により提出された申請書（同条第2項に規定する許可申請書をいう。以下同じ。）は、当該車両の出発地を管轄する署（分庁舎がある署にあっては、当該分庁舎を含む。）の窓口又は同署の交番若しくは駐在所（以下「交番等」という。）において受け付けるものとする。ただし、交番等における受

付は、12に規定する専決による許可に該当するものに限るものとする。

- (2) 当該申請に係る許可証の交付は、申請書を受理した窓口において行うものとする。

2 許可の申請者

- (1) 制限外積載許可の申請(以下「許可申請」という。)をする者(以下「申請者」という。)は、当該許可申請に係る車両の運転者とする。
- (2) 当該車両の運転者が2名以上ある場合には、その全員を申請者とし、申請者欄に連記させるものとする。ただし、申請者欄に連記できない場合は、運転者一覧表に申請者の住所、氏名、免許の種類及び免許証番号を記載し、当該一覧表を別紙として添付させるものとする。

3 許可単位

制限外積載許可は、1個(回)の運搬行為ごとに行うものとする。ただし、定型的に同一運転者により反復、継続される運搬行為については、次に掲げる要件に該当するものに限り、包括して1個(回)の運搬行為とみなして処理することができる。

- (1) 車両が同一であること。
- (2) 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。
- (3) 運転経路が同一であること。

4 積載貨物の測定方法

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定方法は、別表1によるものとする。

5 許可申請

(1) 許可申請の受理

ア 規則第8条の規定により申請書2通の提出を受ける場合において、必要と認めるときは、運転経路図その他許可の審査に必要な書類を添付させるものとする。

イ 車両1台につき、制限外積載許可のほか設備外積載許可又は荷台乗車許可が同時に必要となる場合においては、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載させることができる。

(2) 許可申請の受理等の管理

ア 許可申請の受理及び許可状況等は、署に備え置く制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可証交付簿(別記様式第1号。以下「交付簿」という。)により管理するものとする。この場合における交付簿の番号は、年度ごとに署単位の一連番号を付すものとする。

イ 分庁舎又は交番等において申請書を受理したときは、署への電話連絡により受付番号を取り、連絡を受けた署において交付簿に必要事項を記載す

るものとする。

(3) 審査方法

ア 許可申請があったときの審査は、車両の構造、積載物及び積載状態並びに道路交通の状況(以下「車両の構造等」という。)について、車両を保管している場所、積載作業を行う場所等に赴いて確認する方法のほか、図面、写真その他の資料により確認する方法等により行うものとする。

イ アの図面、写真その他の資料により車両の構造等を確認する方法で審査する場合には、審査に必要な資料の収集に努めるものとする。この場合においては、図面、写真その他の資料の提出は、申請者の任意の協力に基づくものであるため、申請者に負担を強いることのないようにすること。

6 審査基準等

許可申請を受理したときは、行政手続法(平成5年法律第88条)第5条第1項の規定により定めた審査基準により審査するものとし、その運用は、次の表を基準にして行うものとする。この場合において、申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがあるとき又は申請書の記載事項若しくは添付書類に不備があると認めるときは、補正を求めるものとする。

| 項目 | 審査基準 |
|--------------------------|--|
| (1) 許可の対象貨物 | 法第57条第1項本文の令で定める積載重量等の制限又は同条第2項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧器等のように形態上単一の物件であり、分割し、切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるもの |
| (2) 積載物の重量、長さ、幅及び高さの審査基準 | 積載物の重量、長さ、幅及び高さが次に掲げる基準等を超えることとなる場合は、原則として許可してはならない。 ア 積載物の重量 令第22条第2号及び第23条第2号の制限 イ 積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法 別表2に掲げるとおり |
| (3) 運転日時 | 交通が特に混雑する時間帯でないこと。 |
| (4) 運転経路 | 運搬の経路に当たる道路にその貨物の運搬に障害となるもの(重量制限の行われている橋梁、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等)が存在しないこと。 |
| (5) その他道路における危険を防止し、交通 | ア 当該積載の方法及び当該積載による運転が、法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認め |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>の安全と円滑を図るため必要と認める事項</p> | <p>られること。 イ 当該積載による運転が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、明らかに危険であるとは認められないこと。</p> |
|----------------------------|--|

7 許可の期間

(1) 許可の期間は、当該車両による1個(回)の運搬行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、3のただし書に該当する場合の許可の期間は、原則として1年以内とする。

(2) 許可の期間の設定に当たっては、車両の構造等を踏まえ、適切に設定するものとする。

8 許可の条件

署長が許可に付することができる条件は、令第24条第1項に規定されているが、同項第3号の規定にいう「道路における危険を防止するため必要と認める事項」は、次に掲げるような事項とする。

- (1) 通行する道路の指定に関する事項
- (2) 運転の時間帯の指定に関する事項
- (3) 先導車又は整理員を配置しての誘導整理等に関する事項
- (4) 積載した貨物の固定(緊縛)の方法、積載位置等について必要と認める事項
- (5) その他道路における危険を防止するため必要と認める事項

9 関係機関等との調整

(1) 道路管理者との連携

署長は、許可申請に係る積載による運転が道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項の車両の通行の許可を必要とする場合であるときは、当該許可を行う道路管理者と連携を図るように努めなければならない。

(2) 合同会議の開催等

審査基準を超える超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸支局、道路管理者等の行政機関及び運輸事業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うように努めなければならない。

10 交通規制課との調整

(1) 署長は、許可申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が6の表(2)の項の基準を超えることとなる場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、交通規制課長と協議しなければならない。

(2) 署長は、2以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたって通行する制限外積載車両の許可の取扱いについて、交通規制課長との連絡を密に行い、当該通行経路における道路及び交通の状況を把握して許可の可否を判断するように努めなければならない。

11 許可証の交付等

(1) 許可証の作成

ア 許可申請に係る許可をするときは、申請書正・副本2通の下部の制限外許可証(以下「許可証」という。)を作成するものとする。

イ アの許可証2通のうち正本に署長印を押し、申請書の副本と契印するものとする。

(2) 許可証の交付

許可証を交付するときは、許可証の副本の左余白に、当該許可証の交付を受けようとする者の受領の署名又は押印及び受領日の記載を求めるものとする。

12 地域警察官等の専決による許可

(1) 許可の基準

地域警察官、交通警察官及び警察署当番に従事している警察官(以下「地域警察官等」という。)は、次の表に掲げる要件に該当する場合に限り専決による許可を行うことができる。

| 区分 目的地 及び経由地 | 積載及び乗車区分 | 積載物の大きさ等 | 期間 |
|--------------------|----------|--|-------|
| 県内 | 制限外積載 | ア 長さ 次のいずれにも該当すること。 (ア) 車両の長さとその長さの10分の5の長さを加えたもの (イ) 12.0m以内 (ウ) 車体の前後から車両の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。 イ 高さ 地上高3.8m以内(徳島県道路交通法施行細則(昭和47年徳島県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。)第11条の2に規定する自動車については4.1m以内とする。) | 10日以内 |

(2) 許可申請の受理

5の(1)のアの規定は、地域警察官等の許可申請の受理について準用するものとする。この場合において、申請書の様式は、県警察において準備したものを使用を求めるものとする。

(3) 様式の管理

ア 交番等への配布

(2)の様式は、申請書の下部の許可証の欄外に一連番号を付し、年度ごとに交番等へ配布又は署(分庁舎がある署にあっては、分庁舎を含む。)交通課に備え置くものとする。

イ 配布状況の管理

アの様式の配布状況は、制限外積載許可証配布簿(別記様式第2号)により明確にしておくものとする。

ウ 誤記の場合

書き損じた様式は、交通課長(課長代理を含む。以下同じ。)に速やかに提出するものとする。この場合において、その提出を受けた交通課長は、制限外積載許可証配布簿の当該番号の行を二重線で抹消し、欄外に「誤記」と記載すること。

(4) 許可証の作成・交付

11の規定は、地域警察官等の専決による許可証の作成及び交付について準用する。この場合において、許可証を交付した申請書の副本及び添付書面は、交付後速やかに署長に報告するものとする。

第4 設備外積載許可

1 受付窓口等

- (1) 規則第56条第1項の規定により提出された申請書は、当該車両の出発地を管轄する署(分庁舎がある署にあっては、当該分庁舎を含む。)において受け付けるものとする。
- (2) 当該申請に係る許可証の交付は、申請書を受理した窓口において行うものとする。

2 受理等の管理

第3の5((1)のイを除く。)の規定は、設備外積載許可申請の受理等の管理及び審査方法について準用する。この場合において、同5の(2)中「分庁舎又は交番等」とあるのは、「分庁舎」と読み替えるものとする。

3 許可の範囲及び基準

許可は、(1)の許可の範囲に該当し、かつ、(2)の許可の基準に該当するものについて行うものとする。

(1) 許可の範囲

次のいずれかに該当する場合で、他に積載の方法がないと認められるものであること。

ア 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)に定める選挙運動又は政治活動を行う場合

イ 社会通念上やむを得ないと認められる場合

(2) 許可の基準

次のいずれにも該当すること。

- ア 法第55条第2項(積載又は乗車の方法)の規定に抵触しないほか、転落又は飛散するおそれのない積載方法であること。
- イ 原則として令第22条に規定する積載制限を超えないこと。
- ウ 一時的な積載であること。
- エ 車体から突き出さない積載方法であること。
- オ 公選法に定める選挙運動及び確認団体の政治活動に関する法上の取扱いについては、別に指示する。

4 許可条件

許可に必要な条件は、第3の8に掲げる許可の条件に準じて付するものとする

5 許可証の交付等

第3の11の規定は、設備外積載許可に係る許可証の交付等について準用する

第5 荷台乗車許可

1 受付窓口等

第4の1の規定は、荷台乗車許可に係る申請の受付窓口について準用する。この場合において、「第56条第1項」とあるのは「第56条第2項」と読み替えるものとする。

2 受理等の管理

第3の5((1)のイを除く。)の規定は、荷台乗車許可申請の受理等の管理及び審査方法について準用する。この場合において、第3の5の(2)中「分庁舎又は交番等」とあるのは、「分庁舎」と読み替えるものとする。

3 許可の範囲及び基準

許可は、(1)の許可の範囲に該当し、かつ、(2)の許可の基準に該当するものについて行うものとする。

(1) 許可の範囲

次のいずれかに該当する場合で、他に輸送の方法がないと認められるものであること。

ア 公選法に定める選挙運動又は政治活動を行う場合

イ 当該荷物の積卸しに必要最小限の人員(法第55条第1項ただし書により当該荷物を看守するために荷台に乗車できる必要な最小限度の人員)を当該車両により輸送する必要がある場合

ウ 災害発生時に応急作業員を輸送するなど特に必要があると認められる場合

(2) 許可の基準

次のいずれにも該当すること。

ア 許可の対象とする車両は、大型貨物自動車、中型貨物自動車、準中型貨物自動車、普通貨物自動車又は軽四貨物自動車であること。

イ 荷台に座れる範囲の人員であること。

ウ 貨物を積載した車両による荷台乗車は、貨物の倒壊、転落等の危険防止の措置が安全であり、かつ、荷台の余剰部分に座れる範囲の人員であること。

エ 当該車両の構造、荷台の安全設備又は運転経路の道路若しくは交通に支障がないこと。

4 許可条件

許可に付することができる条件は、次のとおりとする。

- (1) 車両の前面の見やすい箇所(運転者の視野を妨げる箇所を除く。)に許可証を掲示すること。
- (2) 荷台の内部にロープ、材木等により安全設備を設けること。
- (3) 乗車する者は、荷台に座り、かつ、身体の一部を車体の外に出さないこと。
- (4) 乗車する者の中から責任者を定め、運転者との連絡、乗降時の誘導整理に当たらせること。
- (5) その他道路における危険を防止するために必要と認める事項

5 許可証の交付等

第3の11の規定は、荷台乗車許可に係る許可証の交付等について準用する。

第6 関係書類の管理

1 交付簿及び制限外積載許可証配布簿のほか、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる簿冊を置き、同表の右欄に掲げる書類を編綴して保管するものとする。

| 許可の区分 | 簿冊名 | 編綴する書類 |
|---------|------------|-------------|
| 制限外積載許可 | 制限外積載許可申請書 | 申請書の副本 添付書面 |
| 設備外積載許可 | 設備外積載許可申請書 | |
| 荷台乗車許可 | 荷台乗車許可申請書 | |

2 1に掲げる簿冊は、交通課において管理するものとする。

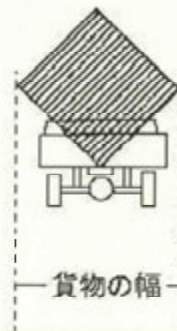
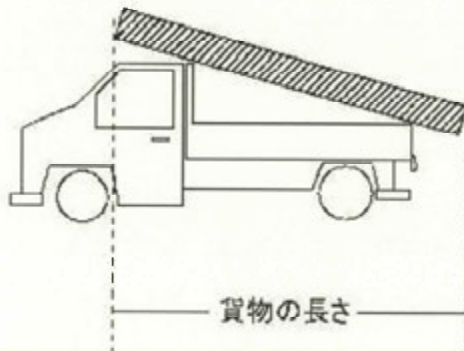
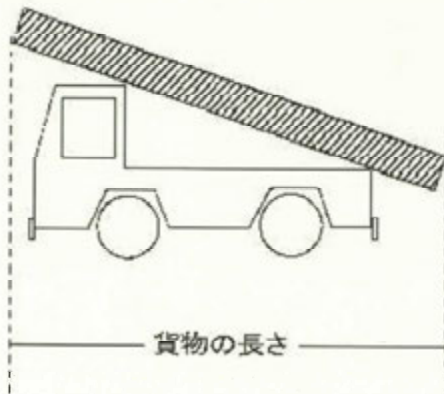
別表1 (第3関係)

積載物の測定方法

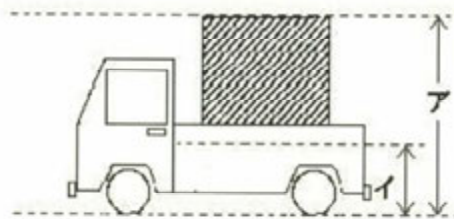
図

長さ

幅



高さ



ア-イ=貨物の高さ

別表2（第3関係）

積載物の長さ等の基準

| 車両の種別 | 長さ | 幅 | 高さ |
|-----------------------------------|---|--|---|
| 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車 | <p>1 自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16m（セミトレーラー連結車は17m、フルトレーラー連結車は19m、ダブルス連結車は21m）を超えないこと。</p> <p>2 自動車の車体の前後から、その長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。</p> | <p>1 自動車の幅に1mを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5mを超えないこと。</p> <p>2 自動車の車体の左右から左右へ0.5mを超えてはみ出さないこと。</p> | <p>4.3m（三輪の普通自動車及び規則第7条の16に規定する自動車は3m）からその自動車の積載をする高さを減じたもの</p> |
| 小型特殊自動車 | <p>1 小型特殊自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたもの</p> <p>2 小型特殊自動車の車体の前後から、その長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。</p> | <p>1 小型特殊自動車の幅に1.0mを加えたもの</p> <p>2 小型特殊自動車の車体の左右から左右へ0.5mを超えてはみ出さないこと。</p> | <p>2.5mから小型特殊自動車の積載をする場所の高さを減じたもの</p> |
| 自動二輪車 | <p>1 乗車装置又は積載装置（リヤカーをけん引する場合は、そのけん引されるリヤカーの積載装置）の長さの2倍の長さ</p> <p>2 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを</p> | <p>1 自動二輪車の幅を超えないこと。</p> <p>2 規則第5条の3に規定する大きさ以下の原動機（125cc以下）を有する自動二輪車がリヤカーをけん引する場合は、そのけん引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0mを加えたもの</p> | <p>2.5mから自動二輪車の積載をする場所の高さを減じたもの</p> |

| | | | |
|----------|---|--|---------------------------------|
| | 超えてはみ出さないこと。 | 3 積載装置の左右から左右へ0.5mを超えてはみ出さないこと。 | |
| 側車付自動二輪車 | <ol style="list-style-type: none"> 側車付自動二輪車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたもの 側車付自動二輪車の車体の前後から、その長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。 | <ol style="list-style-type: none"> 側車付自動二輪車の幅に1.0mを加えたもの 側車付自動二輪車の左右から左右へ0.5mを超えてはみ出さないこと。 | 2.5mから側車付自動二輪車の積載をする場所の高さを減じたもの |
| 原動機付自転車 | <ol style="list-style-type: none"> 乗車装置又は積載装置（リヤカーをけん引する場合は、そのけん引されるリヤカーの積載装置）の長さの2倍の長さ 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。 | <ol style="list-style-type: none"> 原動機付自転車の幅を超えないこと。 リヤカーをけん引する場合は、そのけん引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0mを加えたもの 積載装置の左右から左右へ0.5mを超えてはみ出さないこと。 | 2.5mから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じたもの |
| 特殊車両 | 車両制限令第3条に規定する範囲を超える場合は、道路管理者の通行許可が必要（長さ～12m超、幅～2.5m超、高さ～3.8m超、重量 総重量～20t超・軸重～10t超・輪荷重～5t超、最小回転半径～12m超） | | |

別記様式第1号（第3の5の(2)、第4の2、第5の2関係）

制限外積載

設備外積載許可証交付簿

荷台乗車

| 番号 | 受理月日 交付月日 | 氏名 車両 | 期間 | 出発地 | 目的地 | 取扱場所等 取扱者 |
|----|--------------|----------|----|-----|-----|--------------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

注 表題の不要の文字は、抹消すること。

